

旅 費 規 程

(目的)

第1条 一般社団法人日本ろう者水泳協会（以下「本協会」という。）の旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費)

第2条 本協会の業務による旅費は、本規程の別表に定める金額の上限以内で、実費を支給する。ただし、不正な支出を極力避けるために、旅費の支出は「事前申請」を原則とする。

(旅費の算定)

第3条 旅行経路は、特別の理由のあるときを除き、目的地に達する最短の経路に基づき、次に定める基準で最も低額の運賃により実費を算定するものとする。

- (1) 原則として公共交通機関による運賃とする。
- (2) 航空機の使用は、鉄道での移動が困難な場合、「事前申請」により理事長の了承を得て認める。航空機を利用するときはエコノミー運賃によるものとする。
- (3) 新幹線を利用するときは、普通指定席特急運賃によるものとする。
- (4) やむを得ず、車を利用する際には、事前申請により理事長の承認を得なければならない。その場合は、別表に定める車賃を支給する。

(宿泊料)

第4条 本協会の業務が、宿泊を伴う場合、別表に定める金額を上限に宿泊日数に応じた宿泊費の実費を支給する。その際、領収証及び宿泊証明書を提出しなければならない。

(仮払い)

第5条 本協会の業務を行う場合、「事前申請」に基づいて旅費及び宿泊その他の費用の仮払いを受けることができる。

(精算)

第6条 旅費及び宿泊費の精算は、出張から帰着後7日以内に必ず精算するものとする。

(定めのない事項)

第7条 本規程に該当しない事柄については、理事会の審議・承認を経て決定する。

- 付則
- 1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 本規程は、令和3年3月14日に一部改訂施行する。